

平成30年11月16日  
国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構  
敦賀事業本部

高速増殖原型炉もんじゅ及び新型転換炉原型炉ふげんの  
原子力事業者防災業務計画の修正について  
(お知らせ)

当機構は、毎年、原子力災害対策特別措置法<sup>※1</sup>（以下「原災法」という。）に基づき、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）及び新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）の原子力事業者防災業務計画<sup>※2</sup>（以下「防災業務計画」という。）の見直しを検討しており、今年度の修正案について、同法に基づき平成30年9月7日から、関係自治体との協議を開始しました。

【平成30年9月7日お知らせ済み】

防災業務計画について、原災法に基づき、関係自治体との協議を経た上で、本日、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ました。

当機構は、今後とも「もんじゅ」及び「ふげん」の安全確保に努めるとともに、原子力防災対策に万全を期してまいります。

(参考)

協議を行った関係自治体

- ・「もんじゅ」防災業務計画  
福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県
- ・「ふげん」防災業務計画  
福井県、敦賀市、滋賀県

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成24年6月に改定された。

※2：原子力事業者防災業務計画（防災業務計画）

原災法第7条に、原子力事業者は防災業務計画を作成すること、及び、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

添付資料：原子力事業者防災業務計画の修正要旨

以上

(内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ提出した「原子力事業者防災業務計画」)

[高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画](#)  
[新型転換炉原型炉ふげん原子力事業者防災業務計画](#)

## 原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行）第7条第1項に基づき、高速増殖原型炉もんじゅ及び新型転換炉原型炉ふげんの原子力事業者防災業務計画を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

### 1. 修正年月日

平成30年11月16日

### 2. 修正対象原子力事業所

高速増殖原型炉もんじゅ  
新型転換炉原型炉ふげん

### 3. 主な修正内容

章	内 容	主な修正事項
第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第2章 原子力災害事前対策の実施	原子力災害に備え事前に行う体制の整備、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び訓練の実施等	<p>〈第3節〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力防災資機材として届出を行っているエリアモニタリング設備のうち、「格納容器内高レンジエリアモニタ」を、廃止措置期間中に想定される事故に対応し、低レンジ域の測定が可能な「格納容器エリアモニタ」に変更（「もんじゅ」該当）</li> <li>全交流電源喪失時に必要な電源は「移動式電源車」のみで供給できることから、「大容量電源車」を、シビアアクシデント対策等に関する資機材から削除（「もんじゅ」該当）</li> <li>大規模損壊に係る資機材として廃止措置計画に記載している「可搬型消火設備」を、シビアアクシデント対策等に関する資機材に追加（「もんじゅ」該当）</li> </ul> <p>〈第4節〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態応急対策等拠点施設等に備え付ける資料として、「原子炉施設廃止措置計画認可申請書」を追加</li> </ul> <p>〈第5節〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所としている「原子力機構櫛川・敦賀寮」を、施設の老朽化に伴い削除</li> </ul>
第3章 緊急事態応急対策の実施等	緊急時活動レベル（EAL）により発生事象を連絡・通報した場合等の、迅速かつ円滑な連絡・通報、体制の確立、	<p>〈第1節〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態及び施設敷地緊急事態（原災法第10条事象）を判断する緊急時活動レベル（EAL）のうち、原子炉の状態が「起動」、「運転」及び</li> </ul>

章	内 容	主な修正事項
	並びに情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員派遣及び資機材の貸与等	<p>「停止」に適用される項目を適用外とする記載を追記（「もんじゅ」該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態及び施設敷地緊急事態（原災法第10条事象）を判断する緊急時活動レベル（EAL）のうち、原子炉冷却機能及び使用済燃料貯蔵槽冷却機能は、循環除熱機能が喪失した場合でも液位を確保することにより燃料の健全性に影響を与えないため、液位による判断に変更（「もんじゅ」該当）</li> </ul> <p>〈第3節〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力緊急事態（原災法第15条事象）を判断する緊急時活動レベル（EAL）のうち、原子炉の状態が「起動」、「運転」及び「停止」に適用される項目を適用外とする記載を追記（「もんじゅ」該当）</li> <li>原子力緊急事態（原災法第15条事象）を判断する緊急時活動レベル（EAL）のうち、原子炉冷却機能及び使用済燃料貯蔵槽冷却機能は、循環除熱機能がなくても液位を確保することにより燃料の健全性に影響を与えないため、液位による判断に変更（「もんじゅ」該当）</li> </ul>
第4章 原子力災害中長期対策の実施	原子力緊急事態解除宣言があった以降の中長期対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第5章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣及び資機材提供等	<p>〈第1節〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本原子力発電(株)が発災した場合の若狭地域原子力事業者支援連携本部の設置場所としている「原子力機構櫛川寮別館」を、施設の老朽化に伴い「原子力緊急時・支援研修センター福井支所」に変更</li> </ul>

- ・防災業務計画修正案は、原災法第7条第1項に基づき検討した結果、修正の必要があると判断したことから、同条第2項により協議を行うために作成したものの。

以 上